

令和4年度第14回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日 時 令和4年（2022年）7月28日（木）午後4時30分～6時
2. 場 所 国立市役所 第1・2会議室
3. 出席者 委員8名
委員 炭谷会長、古川副会長、大島委員、押田委員、神田委員、藤沢委員、
三井委員、呂委員
事務局 4名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、桑代主事）

【炭谷会長】 定刻になりましたので始めさせていただきます。本日の欠席は、韓委員と渡邊委員の2名です。

本日は、初めに人権救済、相談支援体制の構築について事務局から説明を頂いて、その後、議論を行いたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 まず、自治体において人権に関する相談体制がどのようになっているかということについて、少し整理をさせていただきました。1つの事例として、川崎市の事例ですが、人権に関する相談を一律に受け付ける総合窓口を設置されていて、そこに臨床心理士や精神保健福祉士といった資格を有する職員が2名配置されていると聞いています。川崎市のホームページ上では、相談員として人権相談専門調査員という方が相談を受け付けますというような記載がされており、窓口で相談を受け付け、そこで解決できる内容についてはそこで対応をし、必要に応じて各部署や法務局、または人権擁護委員協議会と適宜連携をする体制を組まれているようです。

一方、当国立市では現状人権相談に特化した総合窓口のような体制は取っておらず、人権に関する市民等からの相談があれば、基本的には我々市長室で受けており、それ以外に、各部署にそれぞれ相談が入れば、必要に応じて市長室とも連携してそれぞれ対応しているといった状況です。

では、どういったことが市の相談支援体制の課題として挙げられるかということですが、まず、若者を含めてあらゆる世代に窓口の周知が行き届いているかという点で言えば、客観的なデータもないため明確ではないというところがあります。また、ホームページや広報物の掲載内容が分かりやすくなっているかという点で、もっと工夫ができるのではないかと、例えば相談窓口を分かりやすくまとめた小冊子の作成といったこと等、より工夫した取り組みができるのではないかと課題があると思っております。さらに、女性支援など分野によってはある程度相談窓口が充実している分野もありますが、分野によってはまだまだ対応できていない、個別の分野としては対応できていないところも実際にあるところです。また、いわゆる情報の取得に困難を抱えていらっしゃる方々に対して、積極的にこちらから周知していくというアウトリーチ型の周知が一層必要ではないかという課題もあげています。また、特に若い世代は電話やメールといった機能よりもSNSを多く使うかと思うので、SNSを活用した対応が必要ではないかという点もあります。この点は、市が独自で対応すべきなのか、国や都が実施しているものを上手く活用していくのか、そういった検討も必要ではないかというところがあります。課題の最後ですが、部署間の情報共有や連携というのは適宜行っているものの、それが明文化されていたり、何かフロー図としてきちんと整理したものが現状あるわけではないため、そういったものをきちんと整理して、全職員が同じ認識で対応できる仕組みが必要ではないかといった点をあげています。

続きまして、救済について少し分解した資料のご説明となります。

まず、救済については、施策の実施、教育、啓発といったような、効果として救済の充実につながるという種類のものと、個別の救済という、現に発生している人権侵害行為そのものの排除という性質のものや、被害者の自立を支援するという性質のもの、また、加害者への制裁、再発防止対策という性質のものがあるかと思います。

まず、被害者が望む救済ですが、制度や施策の充実という点で、既存の制度を活用したり条例の制定や啓発活動、教育といったものがあるかと思います。また、被害者へ支援を望むものとしては、緊急的な避難策を講ずるといったものや相談すること、その後の精神的なケアですとか、共感と示唆、そういったものがあるかと思います。加害者への関与を望むものについては、侵害の停止ですとか再発防止、公表などによるいわゆる制裁、あとは相手方との和解ですとか、補償、相手方の謝罪、そういったものがあるかと思います。

では、それに対して自治体が行う救済内容はどういったものになるのかということについてですが、制度的な観点ですと、自治体の一般施策として既存制度を活用した啓発や教育、各種施策を行うということになるかと思います。また、被害者への支援については、いわゆる公権力を用いない救済、これは既存の相談機関等による対応ということになります。一方デメリットとして、ある程度専門的な能力を持つ職員の配置が必要になるということがあるかと思います。加害者への関与については、大きく2つに分けられるかと思いますが、1つは、公権力を用いるけれども準司法的ではない救済、いわゆる調停型と書いていますが、あくまで任意による調停等による方法です。このデメリットとしては、あくまで相手方の協力が必要といったことがあります。それに対し、公権力を用いて準司法的に行う救済、裁定型と書いていますが、救済機関として第三者機関等が行うものが当たるかと考えています。これについては明確な事実認定が必要となりますので、迅速な解決ができるかといった点や、新たな人権侵害につながる危険性、憲法等との関係ということを踏まえる必要があるかと思います。

加えて、救済に関しての留意事項ということで考え方を幾つか示しています。まず、(ア)の部分ですが、救済の対象範囲を明確にする必要があるという点です。例えば川崎市の条例ですと、あくまで本邦外出身者に対する不当な差別的言動に限定して勧告や命令、公表、罰則が定められており、東京都の条例も同様に本邦外出身者に対する不当な差別を対象としたものとなっているようです。一方で、大阪市の人権条例や、今年5月に制定されている三重県の人権条例では、本邦外出身者に限定することなく、それよりも少し広い概念として、人種等の属性を理由とする差別を対象としているようです。次の(イ)ですが、既存の制度との役割分担をきちんと整理することが必要であるという点です。(ウ)については、憲法上で定めている、いわゆる表現の自由への配慮、また内心の自由の尊重という点で留意が必要という点です。(エ)は、公表や罰則ということをもし国立市としても考えていく場合に、その副作用も大きいので慎重に考える必要があるという点です。(オ)は、行政介入はあくまで限定的であるべきという視点、(カ)については、公権力による侵害への救済は積極的に広く対象とすべきという視点です。(キ)については、救済機関として第三者機関を設けるならば、公平性、独立性、専門性という部分で最大限担保される必要があるという視点です。

これらのことも踏まえ、救済を検討する上での現状の課題ですが、被害者の人権回復や自立の支援のための体制をあらためてきちんと整理しておくことが必要ではないかという点、及び侵害が起こった場合、具体的にどういった救済手段・方法により対応すべきなのか。公表等ということについて、ソーシャル・インクルージョンという観点を踏まえた場合どのように考えていくかということの検討が

必要だという点を記載しています。

細かい話もあり恐縮ですが、説明は以上です。

【炭谷会長】 大変難しいテーマですが、この審議会の中では十分議論が必要な部分だろうと思います。議論する内容について2つに分けたほうがよろしいのではないかなと思います。まず、相談支援関係について話をし、人権救済はその後にやっていきたいと思います。

まず、相談支援体制について、国立市の行っている現状や課題などについて事務局から説明いただきましたが、ご質問等ありますでしょうか。

【藤沢委員】 事例で上がっている川崎市の総合的な相談窓口について、実際にどのような運用をされているか存じ上げないので何とも言えませんが、国立市で考えた場合にちょっと違和感を持った。非常に多様な相談があると思うので、体制として総合窓口を設けたとしてもはたして有効に機能するのか。受けた相談をどう位置付けてどのように対応し各所と連携していくのか、その部分をしっかりしておかないと有効に機能しないのではないかな。窓口に座って電話を受けるだけでは駄目であり、当事者を回りながら解決に向けて努力する。そういったことを重視した方がいいのではないかな。ある意味、世間話も含めて相談にのっていき、相手との対話の中で出てくる課題がある。

【炭谷会長】 ありがとうございます。相談機関の在り方、本当に重要なところだと思います。単に形式だけ置いても仕方がないため、やはり相談者の立場になってこれを行うということが重要だろうと思います。

【押田委員】 人権相談というのは、本当にあらゆる分野を担当しなくてはいけないという意味からすると、その相談に対応する職員の実際の役割というのがちっとよく分からないというのが正直なところです。単に受けたものをそれぞれの部署に分けていくような形で終わってしまうのかそうでないのか、どれだけ専門の職員が活躍できる分野がちゃんと保証されているのかというのがよく分からない。

【事務局】 川崎市さんの事例ですが、おそらく、例えばしょうがいしゃへの人権的な課題、いわゆるしょうがいしゃ差別の問題ですとか、児童虐待、またはDVといった人権的な相談を、全てこの窓口にいる専門職員が一律に受けて整理するかということではないと思います。それぞれの部局が既にある中で、例えばDVであれば女性支援関係の部局がそこは相談を聞いて解決に持っていくという形は既存であるものと思います。どこの部局にかけていいか分からないような内容については、ここのダイヤルで一律に受けて、適切な部署、または専門的な機関、または弁護士さん等々にしっかりとおつなぎをするという、そのエスコートしていくということが、恐らくその役割なのだと思います。例えばアイヌの相談があったとしても、でもここが一律にまずは受けると。そして適切な問題解決につながるところに結びつけていくという意味で、臨床心理士さんまたは精神保健福祉士さん等の専門的なスキルを使ってきちっとエスコートしていくような形だと理解をしています。

【炭谷会長】 何かこれが言わばよい例として紹介されているように見えてしまっていますが、これは川崎市がヘイトスピーチを規制するために新しい条例をつくったときに一緒に作られたものなのでしょうか。

【事務局】 条例を作った際、改めて人権相談の在り方も検討され、幾つか見直しをされて今の体制に至っていると伺っています。

【大島委員】 私の場合、相談を受ける側に時々いる人間だと思うのですが、部署や関係機関の「横」をどうやってつなぐかというのがいつも疑問です。例えば子どもの問題1つ取っても、例えば子ども

家庭支援センターとかが中心になってまとめて動いていたりするかと思うが、一体どこにどういうふうにつながっていくのだろうかというのが、相談を受けていても非常に難しい。ですから、図で描くときに、縦の連携も重要ですが、横串の部分、実際今いろいろな機関が関わっているので、そういう有機的な図がないと本当のところがどうなのか分からないという感じがします。意外に、行政が示すこういう図は縦はあるが横が見えにくいというものが多々あるが、そのつながりを示すことは本当は必要なのではないのか。

【炭谷会長】 例えば川崎市の場合、実態的にはどのくらい相談件数があつて、どんな相談が行われ、相談される側が満足しているかどうかという問題点というのは、どんな実態なのでしょう。

【事務局】 件数等については、また確認したいご返答したいと思います。また、窓口を担当されている専門の職員さんは、いわゆる市の職員が人事異動等でぐるぐる回中で、この相談専門職員に位置づけられるということではないと伺っています。別途、この職員としての募集をかけて、雇用をしているというような話は伺っています。

【藤沢委員】 臨床心理士や精神保健福祉士の資格は例示かと思いますので、この資格が一番重要だということではないのだろうと思います。やはり問題をいろいろなところにつなげながら解決への道筋を作っていく、こちらのほうが大事だと思うんですね。専門性は特定の分野ではいいかもしれないけれども、ほかの分野で必ずしも有効でない場合もあるかと思います。そういう意味では、一定の専門的な知識は必要ですけれども、それをむしろ使ったり、人に伝えたり、あるいは人を巻き込んで動きを作ったり、そういう人が必要なのかなと。

【押田委員】 人権相談でまず窓口で受けるにしても、やはり一番求められている資質というのは、ちゃんと人権感覚に優れた人であるかどうか。受けたときにいろいろな問題がきちっと把握できるような人でないと、それこそ窓口で追い払われたり、何か変な振り分けをされたりという形になったら全く意味がないと思うので、そういう人権感覚はちゃんと持っていて、なおかつそういった経験をそれなりにちゃんと積んでいる人でないといけない。少なくとも国立市でこれから人権相談のそういう窓口を作ろうという話になるのであれば、そういった人材が求められると強く思います。

【三井委員】 窓口で対応できる時間を、例えば「一人何分」というように制限したりすることや、最初から福祉の問題というように割り振られてしまうと、人権の問題にならなくなっていってしまう危険性があると感じます。

【呂委員】 質問ではないのですが、審議会が進むごとに、私自身どんどんジレンマを感じています。官ができること、民ができることではないですが、結局審議会ができることとできないことがあるので仕方がないのですが、先ほどから出ています、例えば総合的な相談窓口について、これ自体は大変すごいこと、画期的なことですが、やはりいくらすばらしい体制・相談員を設けたとしても、やはり相談に来る人しか救えない。だからといって、相談を望んでいない人を無理やり引っ張り出すことはできないのですが、今社会で、例えば安倍元首相のあのような事件を見ても、父が自殺し母は宗教、重病を患っていた兄が自殺し、最終的に捕まったときには所持金がもう何円もなかったという、そういうのがもういろいろなところにありふれている。しかしそういう人たちは自分では相談に来ないので、社会から断絶されてしまうというか、取り残されてしまう。だから、いつも審議会に参加すれば参加するほど、何かジレンマがどんどん大きくなるというか、掲げているのが国立市に住む人たち誰一人取り残さない、全ての人がとうたってはいるのだけれども、実際審議会ができることは多分限られてくる。ではどうするといったとき、私はやはり夢物語と言われようとも、やはり人と人とのつな

がりがどんどん希薄化してきていることによって、現在のいろいろな問題が起こっているの、やはりもう一度そういう方向にもっていけないかと。日本社会が豊かになることによって人の助けを必要としなくなったのかどうか分からないですが。

何年か前に村山団地かどちらかの団地かの自治会長の話を聞く機会があり、今、ほとんど自治会とかは無いのですが、そこでは、自治会長さんが自分の自治会の全ての人の名前、250人ぐらいなのですが、名簿も見ずに言えるし電話番号も言えると。そして、担当が決まっていて、例えば私だったら何号室の誰々さん、誰々さんには月1回必ず訪ねて行って立ち話でもいい。そういう過程で、実は介護のことで困っているとか、あとは自治会が運営している部活のようなものがたくさんあってそこにに行けば人と交流もできるしいろんな話ができるという。それは夢物語かもしれないのですけれども、私は審議会ができることと同時に、やはりもっと根本的な問題を解決できるようなことも同時進行でやっていかないと、いくらすばらしいこういうのを作っても、それが全てではないよねと思います。代案として何か名案があるわけではないのですけれども、常に審議会に参加しながら本当に悩んでいます。

【炭谷会長】 大変重要な指摘をいただきました。やはり、行政にのっかってくるような苦情とかニーズとか、そういうものは比較的対応しやすいのですけれども、今、むしろそれにのっからない問題のほう、隠れたもののほうがはるかに多いし、そして、そちらのほうが深刻な問題だろうと思うのですね。そういったことも解決しようということがむしろこの国立市の条例は狙っているのではないかなと、そのためにソーシャル・インクルージョンという理念を掲げられたのだと思いますので、今の問題というのは、むしろこの条例の目的の1つですから、やはりしっかりとこれはできるような対策というのをぜひ取っていかねばいけないだろうと思います。それをこのような相談窓口という体制だけでは対応できない話であることは当然のことですから、もっと違った仕掛けや仕組みが必要だろうと思います。

【古川委員】 私は、やはり行政の縦割りになっているところが一番の弱点だと思っていましたので、高齢者とかしょうがいしゃとか、女性とか、そういう仕切りではなくて人権という仕切りで横につなげて、人権で窓口に来てもらえば、あとはしかるべきところに繋がりますよという意味では、ある程度有効かとも思います。既に、福祉分野では、ふくふく窓口といった窓口を4、5年前に作っているはずなので、それを広げていく形でいいのかなと。例えば、我々が法律相談を受けますというと、そもそも何が法律問題なのかと相談する方が考えないといけないということから、弁護士側の取組としては、法律相談というか、電話相談として、法律という言葉を除いて、何か困り事があれば電話をくださいと。そこで弁護士が対応して、法的な問題であれば相談窓口などをご紹介しますということを、活発に活動していると聞いているのですけれども、そういった形でここに電話をすればどこかしらにちゃんとつなげてくれるというところは1つ必要なのかなと思います。

また、やはり精神的なしょうがいをお持ちのような方は、結構電話をかけていらっしゃるかと思いますが、そういった方の話はやはりテクニックというか、知識がないとなかなか対応が難しい。その意味で、臨床心理士や精神保健福祉士といったような福祉系の資格を有する方に窓口対応いただくということが事例の川崎市の意図されていることなのかなと感じました。人権相談であれば、例えば人権擁護員であったり弁護士とかが入ってもおかしくないのに、この資格が出てくるのはなぜなのかなというところについては、そのように推測をいたします。

呂委員がおっしゃっていた、これだけでは救えないというのはそのとおりで、行政で救えるのはほ

んの一部だと思いますし、全員救うのはいずれにしてもマンパワーもお金の問題もあるのでできないと思います。しかし相談窓口はなければいけないと思いますしそれはなるべく良いものであったほうがいい。それに加えて、やはり取り残さないというか、見逃さないという意味では、やはり市民の皆様それぞれの認識が変わってくるですとか、近くにいる方でちょっと気になる方がいるというのを見過ごさないような雰囲気づくりがまち全体としてできるかどうか、そのための協力ですとか情報提供ですとか、いろいろな交流の場が増えるかどうかということだと思いますので、それは課題としてはあるのですけれども、相談窓口として今の体制で十分なのか、十分でなければもう少しこういうふうに組んだほうがいいのかというところをこの審議会で議論できるとよいかなと考えます。

【神田委員】 いろいろな人から相談を集めるという意味では、確かにみんなスマートフォンを持っている時代ですから、広く相談を受けるとい意味ではSNSとかそういうものの活用というのは恐らく重要になってくるのだらうなと思いました。入り口の多様性というか、いろいろなところから入ってこられますよという、そういう使い方でもよいと思うので、何か国立市公式アカウントみたいなツイッターのアカウントから、国立市のサイトにある相談フォームのところに引っ張ってきて、困ったことがあったらこのフォームに入れてくださいみたいな、そんな使い方でもあるのではないかなと考えておりました。

【炭谷会長】 確かに、若い人たちはそのほうがやりやすいのではないかなと思います。

それから、これは私からの質問なのですが、市長室で人権に関する相談を受け付けているというのは、市民の方は何で分かるのでしょうか。市民だよりとか何かに出ているのでしょうか。それで、年間、およそいいのですけれども、どれぐらい実際に寄せられるのでしょうか。やはり実際にいらっしゃるのか、それとも電話なのか。

【事務局】 事例として、直近で言えば新型コロナウイルスに関する人権問題については、市長室にどんどんおかけくださいという案内は出させていただきました。しかし、私ども市長室のほうが国立市の人権相談窓口ですよというような周知の仕方というのは基本的にはできておりません。とはいえ、相談として電話等はかかってはきます。市役所のホームページを見ながら、人権の部署はどこだろうと探された方が、当然ながらこの市長室のほうにつながってまいります。または、市役所の代表番号にかけると、交換のほうに一度入って、各部署に振り分けられるという形になるのですが、そこで人権というようなワードが出てくる、またはどこの部署でも対応しきれないような、例えば差別を受けたとかそういった話があると、私どものところにつながってくるということがあります。

あとは、既存のある部署で相談をしたけれども、そこでうまく解決されないので、改めて人権条例を持っている市長室にもう一度相談したいというような形で、一度どこかの部署に対応があったけれどもというところが、割と年間の中で多いです。そうなりますと、私どもの職員がもう一度お話を伺って、今度その部署ともう一度関係調整という形でつなぎ直したり、またはうまく進むようにフォローしていくという形が、日頃多いかと思います。

時には、部落差別の関係で、例えば国立市にそういった地域がありますかというような話が、数年前に数件入った年もございました。また、例えば人権条例を制定する際に、例えばヘイトスピーチ等に対しての一定のご意見がある方からは、反対の声がというような形で入ってくる。ですので、本当に相談というだけではなくて、場合によっては、苦情やあまり大きなことをやらないでほしいというような意見なんかも入ってくるというのが、今の実情かと思います。

【炭谷会長】 1時間近く経ちましたので、ここで換気のために10分間休憩を取りたいと思います。

(休憩)

【藤沢委員】 救済をどう考えるかということがありますよね。例えば川崎市も、審議して最後は罰則までと書いてあるけれども、踏み込むのにはかなり慎重な手続きを踏むことになっている。当然必要なものに関しては、何がしか踏み込んでやるというそのところはやはり外してはならないのかなと私も思うのですね。そこをあまり躊躇していると何もできなくなってしまうということもあるかと思っています。

【古川委員】 いろいろご意見が出るだろうと思いながら、私の考えをあえて少しお話しさせていただくと、人権侵害の救済機関としては、私は本来は裁判所が、人権侵害があるかどうかを認定して救済すべきだと考えます。その救済の仕方としては金銭的な賠償ないしは行為の禁止を命じて、例えば街宣車などを出してやってはいけませんよと禁止を命じて、それに違反した場合には、結局は金銭的な罰を与える、ないしはその街宣車が来たときに警察が、「いや、裁判所で禁止されているのだから駄目ですよ」ということで止められる、というようなことは裁判を通じた救済ということになりますが、これには時間がかかるわけです。裁判なんかをやるとやはり1年以上はかかりますよというご説明をすることになりますので、それでは間に合わないだろうというのがあれば、もしかしたら行政で救済しなければいけない。しかし、人権侵害に当たるかどうかの判断というのは非常に難しいわけです。それを行政でできるのかということを考えると、本当にこれは侵害だという、誰から見ても侵害だという類型が決められるのであれば、そこに当てはまれば止めることができるのかもしれない。その1つがヘイトスピーチで、要件を決められたのかもしれないですけども、表現の自由もありますから非常に難しい問題かなと思います。ですので、行政の救済措置に何を望むのかというところの理想を高くし過ぎても、そこまでのことは体制として組めるのだろうかというところがあって、高い理想からどこまでできるのだと見ていくのはいいと思うのですけれども、理想論だけをここで議論をしても、やはりなかなか制度としては立ち上げにくくなるのかなというような気もします。本当に行政ができるのは、私はかなり限られた範囲で、人権侵害だということが明確なことだとすれば、介入することはできるのかもしれませんが、それすらも公表ですというくらいの強制力を伴わないようなことまでなのかなと、あまり期待していないという言い方はおかしいですけど、そこではなく、啓発ですとか、相談対応ですとか、調停もなかなか難しいのではないかと思いますので、そういったところを充実させるというのが1つの方向性なのかなとこれまでの審議会の流れを聞いて考えました。

【大島委員】 救済措置というとなかなかいろいろな考え方があって絞るのは難しいと思うのですけれども、救済体制という仕組みですよね。その中で、私自身が最近課題に当たっていることがあります。それは人権相談とかを受けていると、明らかに発達しょうがいがあるいは発達しょうがいと思われる事案。自分で発達しょうがいと言う人もいます。それからもう1つは、高齢者だと認知症。本人は侵害を受けていると訴えてくるので、本人はそう思っているわけですね。ところが話を聞いていると実はそうではない。

そういうことを考えていくと、自治体が行う救済内容ということの中で、やはり医学的なアプローチというのをどこかで入れておかないと、これは判断を間違えることが多いのではないのかなと。それが難しいことは重々分かるのですけれども、せめて医師との連携みたいなものも検討の中に入れるべきではないかなというのが私の考えです。

【押田委員】 今、包括的な差別禁止法制が絶対必要だという議論がずっと行われていると思うのですね。これは単に在日コリアンに対するヘイトスピーチだとかに限定するものではなくて、部落差別

だとか、しょうがいしゃに対する差別とか、LGBTQだとかという包括的なものに対して、やはり根っこがかなり連なったものがいっぱいあって、特に今、確信犯的に差別をしていくという、SNSなんかも悪用しながらそういうものが、ものすごく被害を大きくしているというのが現実にあると思う。包括的な差別禁止法は日本は無いですから、それを作らせようというそういう動きと、私たちの国立市の人権というのはまさに連動していて、それはやはりある意味では先取りしている条例だと思うのです。だからこそこの条例はとっても意義のある条例だとずっと考えているのです。改めて、差別する自由はないのだと、差別はやはり犯罪なのだという基本的な認識については、私はやはりしっかり打ち立てる必要があるだろうと。議論として、いわゆる表現の自由の問題は、どこまで許されるのか、許されないのかという議論があって、どちらかという表現の自由を優先して考えると、やはり規制するのは本当の最小限でないとまずいという形で、そこからかなり差別が放置されてしまうという現実が実際にありますが、そこはちゃんとくさびも入れられるような条例の具体的な基本方針を作っていかなければいけないと思います。

そういう意味では、この人権救済の問題というのは、先ほど炭谷会長が一番ここが重要な部分になるだろうと冒頭にご発言されましたけれども、まさにそのとおりで、やはり救済の問題というのを明確にきちっと打ち出さないと、実効性のある条例にはならないだろうという意味では、キーポイントになっているだろうと思います。単に啓発、教育にとどまらないで、やはりちゃんと相談があったら1人でもやはりそれを絶対に放置しないと、必ず救済をするという方向で、それがやはり明確にうたわなくてはならない、それがこの条例を持っている市としての責任なのだとすることを明確にするようなものにしていく必要があるだろうと思います。そのためには、例えば川崎市では罰則付きの条例になっていますが、あれもかなりちゃんと手順を何段階も踏んだ上で、最終的に法的に訴えていくという形になっているので、それはそれでやはりすごく慎重な対応がされているだろうと思うのです。やはりそこは十分参考に入れながら、さらに考えを進めていく必要があるかなと思います。

【神田委員】 先ほど医者との連携というお話がありましたけれども、それは私も日常業務で実感しておるところでして、被害に遭った人が相談に来ると、大抵心を病んでおられるのです。とてもつらいと。心の病気で心の医者に通っているのだということをおっしゃる人がとても多いので、そういうことであれば特に心のお医者さんとの連携というのが必要になってくるだろうと思いました。

救済については、加害者がいる状態での人権侵害の救済を想定しているのか、それとも、特定の加害者というものを想定しない環境型のような人権侵害の救済を想定しているのかといったことをまず検討して、どちらの対応をするのか、それともどちらとも対応するのかというところは切り分けて考えるべきなのだろうと思います。その上で、古川委員がおっしゃったように、加害者を想定したような司法的なものはちょっと除きましょうという話になると、そうすると、中心になるのはやはり相談なのだろうと思います。そういったことを考えると、何か担当職員に任せるといったような体制ではなくて、きちんと部署をつくって、フィードバックもして、そこに一括していろいろな役目を負わせてしまったら有効に機能するのではないかなということを考えておりました。

【呂委員】 私の周りで今すごく悩んでいるのは、このヤフーとかのネット記事のコメントです。京都のウトロ地区の放火犯がもう供述したように、ヤフコメを通して在日朝鮮人が特権を得ているという情報を仕入れて恨みを募らせていったと。私たちの子どもとかも、ヤフコメはのぞけるようになっているので、それを見なければいいのに、見てからとっても傷つく。傷つくだけで済めばいいのですが、私の親友の息子さんなんかは、自分が在日朝鮮人でありながらもヤフコメに書かれている朝鮮

人に対する否定的な意見をうのみにすることによって、自分の存在自体を誇れないような、そういうことが起きるわけなのですけれども、例えば国立市に住んでいるとある外国人の方とかそういう方たちがヤフコメを見て苦痛を受けていると、そういった記事を削除してもらいたいと相談したとして、対応してもらえるものなのでしょうか。

【炭谷会長】 インターネットのいわゆる差別的な内容については、自治体によっては積極的に削除要請している自治体もあります。国の法律もかなり整備されるようになってきました。国立市の場合はそこまで現在のところまだ体制を取っていらっしゃるということかと思います。これは自治体でやろうと思えばできるという現状だと思います。

【事務局】 1つ過去の例としましては、国立市内の特定の地域が、インターネット上で部落差別を助長するような情報が出た事件がありました。そこについては、市の対応として法務省の方に削除要請を上げました。なので、あくまでも自治体としては削除の要請まではできます。そこから先、実際にプロバイダー等経由してその記事やサイトが削除されるかどうかというところまでは、残念ながら私どもの力では消すまではいかないのですけれども、行政として要請を出すということは過去の例としてもあります。

ただし、今現在、いわゆる市民の方から個別で市のほうに相談が入ってという事例はまだない状況です。要請を上げるまでのルール化がまだできていないということは現実としてあります。

【炭谷会長】 事務局のほうで、救済の内容というのはどういうものがあるのか、これを分類して示していただければと思います。今日も出ましたけれども、一番軽い救済というのは相談とかに応じるというのが一番軽いものなのですけれども、2番目にあるのは、例えば差別のあった内容について相手方に対して要請をすとか、自発的に何か謝罪をしてもらうような自発性を求めた動きというのは、大事な問題であるのではないかなと思います。3番目にあるのが、こういうことがあったということを公表することが行われます。そして、一番重いのは川崎方式ですけれども、罰則を設けて強制を図るような、大体4種類ぐらいが、自治体レベルでやっているところだと思う。そこで、各自治体でどう対応しているかというのをまとめていただいたらどうかなと思います。

そして、それとともに人権侵害の内容ですね。主に川崎市ではヘイトスピーチですけれども、ヘイトスピーチだけなのか。ほかに、例えばしょうがいしゃ差別と部落差別ですね、そういうものがあるのか、どこまで対応して考えるべきなのか、自治体でこの辺のどこまで現在他の例としてやっているのか、これをぜひまとめていただければと思います。大体ほとんどが外国人差別のヘイトが多いのですけれども、今後国立市で検討する場合、参考になるのではないかなと思います。

【事務局】 会長から頂きました件につきましては、次回までに一度事務局で事例を整理したいと思います。また、今日、いくつか意見がありましたインターネット等への対応につきましても、先進市では様々な取組、モニタリング等の取組をやっているところもございますので、この辺りの情報も併せて少し整理して、皆様にまたご提供したいと思います。

【炭谷会長】 この問題はまだまだ議論を深めて検討したほうがよろしいと思います。事務局で今日出た意見を踏まえ、参考になるような資料を集めていただき、次回提供していただいて、これに基づいてまた議論をしたいと思います。

【古川委員】 確かに差別の中には犯罪につながるようなものもあります。犯罪ならば警察が対応すべきだと私は思っていて、犯罪と見て、それを止めようとするのはやはり行政機関、自治体としてはなかなか難しいような気がします。ただ、逆に加害者を罰するという観点ではなくて、被害者に

寄り添うということであればやりやすいのかなと。そちらのほうの充実というのは、1つの方向性ではないかと考えます。

それから、白黒つけるのではなく考える場を設ける。例えが悪いかもしれませんが、三井委員が銭湯に入れないという問題が生じたときに、これを、入れるようにしなさいと自治体が上から言ったり、そこに罰則規定を設けたところで、銭湯の経営者側は納得しないと思うのです。ですから、何が差別になるのかならないのか、どこまでできるのかできないのか、それに対して自治体が補助できるのかできないなどという考える場を設けることで、皆さんの中で合理的な配慮は何なのだと考える習慣がついてくるですとか、それから、ヤフコメによる被害なんていうのも、ヤフコメを見たときの情報のリテラシーという、片仮名でよくないのですけれども、どういう理解をするのだ、この情報を見たところについてのスキルを皆さんが身に付けることによって、そんな書き込みがあっても書き込みをしている人がちょっとかわいそうな人だねぐらいの、そういう見方もいけないうのですけれども、というぐらいに受け止められるような世の中にしていこうということは、自治体でも取り組めることなのかなと思いますので、やれることは結構ある。罰するという方向性だけではなくて、自治体ならではの取り組めるという事例を、いろいろな先進的な自治体の事例を見ながら考えていけるといいのではないかと考えています。

【押田委員】 私が申し上げたのは、罰則を前提にするということではないです。今古川委員がおっしゃったのは当然の話であり、差別のない社会を作っていくのが私たちの一番の目的ですから、そのためには必要な教育だとか、先ほど言われた言葉で言えば被害者に寄り添えるようなきめの細かい対応ができる行政的な仕組みもそうですし、住民全体の社会の仕組みもやはりそれに变えていく必要があると、それはもう大前提であって、当然そのことはもちろん講じた上で、だけれども、そうは言っても実際に被害に遭って本当に苦しんでいる人がいる、あるいは実害に遭っている、例えば放火されたとか、殺されたとか、そういうことも含めて、それは十分あり得ることであって、それに対してやはり行政がそこまでは手を出せないという姿勢は、やはり私は間違っていると思うのです。だから、当然救済というときには、今、古川委員がおっしゃったようなことはもちろんきちっと積み重ねた上で、ただ最後にやはりそうは言っても本当に確信的な加害者が実際にいれば、それに対してどう対応するのかということについては、きちっとそこも考えていかななくてはいけないのではないかと。そこは全く抜きにして、そこはちょっと手が出せないという形の考え方は、私は反対です。

【炭谷会長】 今の古川委員、押田委員の発言も踏まえて、次回資料を検討いただければと思います。最後に事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

【事務局】 次回は、8月18日木曜日の午後4時30分からとなります。

【炭谷会長】 本日はこれにて閉会といたします。審議へのご協力ありがとうございました。

— 了 —